

## ◆ 静電気学会代議員選挙のお知らせ ◆

下記の静電気学会代議員選出規程に基づいて、静電気学会の代議員選挙を行います。  
立候補届の受付期間は2021年10月11日（月）～2021年11月5日（金）です。

また提出先は以下の通りです。

提出先：〒113-0033 文京区本郷2-38-13 樋口ビル2F

一般社団法人 静電気学会 選挙管理委員会

問合せ先：静電気学会事務局 iesj@iesj.org

---

### 静電気学会代議員選出規程（抜粋）

#### （総則）

第1条 本規程は、一般社団法人静電気学会の定款第18条に基づく他、代議員の選出に関し、必要な事項を定める。

#### （定義）

第2条 代議員とは、この法人の正会員でこの規則に基づき選出された者で、正会員を代表して社員として社員総会で決議を行う者をいう。

#### （代議員の定数）

第3条 代議員の定数は、定款第18条第1項に規定する基準に基づき理事会で決定する。

#### （代議員の任期）

第4条 代議員の任期は定款第18条第4項の規定に従う。

#### （選挙人の資格）

第5条 選挙人は、代議員選出日の1ヶ月前において、正会員として承認されている者でなければならない。

#### （被選挙人の資格）

第6条 代議員の被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員の資格を有していなければならない。

#### （選挙管理委員会）

第7条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この委員会に関する運営要綱は、別に定めるものとする。

#### （代議員の選出方法）

第8条 代議員は、下記の各号のいずれかにより推薦された被選挙人の中から正会員による選挙に基づいて選出する。

(1) 第6条の被選挙人の資格を有する正会員であって5名以上の正会員による推薦を受けた者。ただし、5名の推薦者は正会員の経験を5年以上有する者でなければならない。

(2) 委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、不足する候補者の推薦を依頼することができる。